

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（557））
2. 日時：平成29年12月22日 10時00分～11時50分
13時30分～14時50分

3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

義崎管理官補佐、皆川保安規定係長、角谷安全審査官、近田安全審査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 副室長（他6名）

5. 要旨

- (1) 日本原子力発電株式会社から、「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』のうち、「1.0 共通事項」及び「1.9 水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための手順等」について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

【体制について】

- 東海発電所と東海第二発電所で災害対策要員を兼務させるのであれば、両発電所が同時に発災しても、その体制で対応可能であることを事象進展も含めて説明すること。
- 東海第二発電所の事故等時の体制を説明する際は、東海発電所の廃止措置計画、保安規定等と整合していることを示すこと。

【東海発電所の影響について】

- 添付資料1.0.16「重大事故等発生時における東海発電所及び使用済燃料乾式貯蔵設備の影響について」において、東海発電所の廃止措置計画における事故事象の評価が、網羅的に検討されていることを明確にすること。
- 東海発電所において想定する事故事象が、廃止措置計画における想定よりも厳しい想定であること、及びその差異を明確にすること。

【水素爆発による格納容器破損防止】

- 可搬型窒素供給装置による原子炉格納容器内の不活性化について、重大事故等時の対応手段選択フローチャート及びその注記の記載内容を整理した上で、手順と整合した記載とすること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二 技術的能力比較表
- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について